

# 憲法 I (人権)

担当：柳瀬 昇

## 第 2 回 立憲主義の基本原則 (1)

### 1. 憲法規範の特質

- ・ 憲法は、国会、内閣、裁判所などといった国家の機関を設置し、各機関に対して、立法権、行政権、司法権などといった国家作用を授権するとともに、公権力を規律することによって、国民の権利・自由を確保する。
- ・ 国法秩序は、憲法、法律、命令（政令、内閣府令・省令）という順に段階構造になっている。上位の規範は、下位の規範の正統性の根拠となり、下位の規範よりも形式的効力において勝る。
- ・ 憲法は、国の法体系の中で最も強い形式的効力を有する最高法規であり、憲法に違反する国家行為はすべて無効である。
- ・ 憲法は、国家権力がなしうる権能を制限的に定め、人権を保障する規定を置くことによって、国民が国家権力によって自由を不当に制限にされないようにする基礎法である。

### 2. 日本国憲法の基本原則

- ・ 憲法の目的は、国家権力を制約することにより、個人を最大限に尊重できる社会をつくり、もって、各人の幸福追求を実現することにある。
- ・ 人権尊重主義（基本的人権の尊重）、国民主権主義、平和主義の 3 つが、日本国憲法の三大原則である。
- ・ 補助的原則として、権力分立、法治主義、法の支配などが考えられる。

### 3. 人権尊重主義 (基本的人権の尊重)

- 基本的人権ないし人権 (human rights) とは、人格的生存に不可欠な権利の総体をいう。
- 人権は、原則として、人間であることにより当然に有するものであり、公権力によって不当に侵害されず、性別や身分等によって区別されることはない。
- 人権は、消極的権利、積極的権利、能動的権利の3つに分けられる。そのほかに、総則的な権利や複合的な性格を有する権利がある。

## Quiz

Q2 次のアからオまでの記述は、憲法規範の特質に関するものであるが、そのうち誤ったものを組み合わせたものはどれか。

ア. 国の法秩序は、憲法のほか、法律、命令、規則など、様々な法形式によって構成され、全体として統一した体系を形作っている。法規範は、その効力の根拠を他の規範から受け取る。例えば、A という規範が効力を有するのは、誰がどのような手続で A という規範を制定するかを定めた B という規範の存在を前提としている。この場合、B 規範が A 規範の効力根拠である。この関係を授權というならば、憲法以外のすべての国法形式は、最終的には憲法の授權を受けて存立することになる。一般に、憲法が授權規範であると言われるのは、このような特質を指しているのである。

イ. 憲法は個々の国民に自由を保障したが、その自由を無制限に行使してよいとすると、社会の秩序は保てない。そこで、自由の濫用を抑止することが必要となる。日本国憲法第 12 条から読み取れるとおり、国民に自由を付与するとともに、それが行き過ぎないように制限することが憲法の役割となる。憲法が制限規範であると言われるのは、正にこの意味である。

ウ. 憲法が他の国法形式の授權規範であるということから、国内の法秩序の頂点に位置付けられる。ここから憲法が最高規範であることが導かれるが、軟性憲法の例からも分かるとおり、授權関係から直ちに憲法の形式的効力が他の法規範に優位するとは言えるわけではない。憲法改正手続が法律の制定手続よりも困難である場合に初めて、憲法は形式的効力の点でも最高規範となるのである。

エ. すべての法規範は、憲法の授權によって効力を有するから、旧憲法下に制定された法規範は、現憲法の授權を受けていないため、当然に効力を失うべきものであるが、日本国憲法第 98 条第 1 項が経過規定の意味を持つと解されることにより、例外的に効力が認められるのである。ただしこのように解しても明治憲法以前に制定された法規範が日本国憲法下で効力を有しないことは明らかである。

オ. 憲法自体は、その効力をどこから得ているのかが問題となる。憲法の効力根拠に関する学説を自然法との合致に求めるものと憲法制定権力の決断に求めるものに二分した場合、前者では、基本的人権の尊重も、それが自然法の内容をなす限り、憲法改正の限界となるのに対して、後者では、憲法制定権力の萌芽だけが憲法改正の限界であるから、基本的人権の尊重は憲法改正の限界とはなり得ない。

1. ア・イ    2. イ・ウ    3. ウ・エ    4. エ・オ    5. オ・ア

(平成 17 年旧司法試験)